

保存



英国の産業訓練とその将来

昭和47年度版

職業訓練大学校

目 次

第 一 部

産業訓練法とその後 (政府側及びITB側資料中心に)

1	産業訓練法が業界に与へた衝撃	1
2	何故に産訓法公布に踏み切ったか	3
	(1) 工業技術との同調	4
	(2) 所謂“なわ張り荒し”に負担させること	6
	(3) 諸基準の認識と国際化	8
	(4) 訓練の各形体間の格差を埋める	15
	(5) 学位レベルのサンドウィッチ方式コースの保持	23
	(6) 最新式の訓練技法の活用	26
	(7) 過剰潜在訓練生の過少訓練施設への殺到に 起因する社会悪の緩和	29
3	産訓白書前の産訓立法化の徴候	34
	カー委員会報告	34
	産業訓練審議会 (ITC)	35
	政府直轄訓練センター (GTC)	39
	共同訓練計画	41
4	産業訓練法	52
	産別訓練委員会 (ITB) の機能	53
	ITBの構成メンバー	56
	ITBに対する労働省の支持	58
	中央訓練審議会	60
	各ITBの特色	64
	賦課金 (levy)	71
	交付金について	74
	継続教育	77

第 二 部

1964年の産業訓練法公布以後の実態

(TUC側報告を中心に)

1	各産業訓練委員会の設置	83
2	産業訓練委員会の構成	84
3	産業訓練法の目的	85
4	各産業訓練委員会の財政的運営	85
5	訓練の量	98
6	訓練の質と効果	103
7	訓練の問題領域	123
8	中央訓練審議会	132
	・中央訓練審議会声名書“技能訓練変革の時機”	136
	・産業訓練委員会組合側委員会議事録(抄訳)	140

第 三 部

1	政府の職業訓練政策 全容紹介	169
	— 未来のための訓練 — (Training for the Future)	
2	当局の附帯的説明	235
3	1972年2月の全国経済開発審議会のために 作成された文書の要旨	243

第 四 部

1	政府の職業訓練政策に対する各界の見解と批判	247
	(1) Prof. G. Williams 女史の見解	247
	(2) 専門家としてのJohn Wellens氏の見解	250
	(3) CBI (英国産業連盟) 側の見解	254
	(4) TUC (労働組合会議) 側の批判	260
	(5) 教育側の見解	267
2	1973年3月の政府白書“雇用と訓練”について	271
3	むすびと追記	281

RESEARCH REPORT NO.31

BRITISH INDUSTRIAL TRAINING AND ITS FUTURE

Mar. 1973

by Yoshihiro Uchida

Published by

THE INSTITUTE OF VOCATIONAL TRAINING

TOKYO